

【報告基準日】

- 平成27年3月1日

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

ふじさん しんこう たいしょう げいじゅつ げんせん
富士山 ー信仰の対象と芸術の源泉

2. 所在地(県及び市町村名)

やまなしけん ふじよしだし みのぶちょう おしのむら やまなかこむら なるさわむら ふじかわぐちこまち
山梨県 富士吉田市、身延町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

しずおかけん しずおかし ふじのみやし ふじし ごてんぼし すそのし おやまちょう
静岡県、静岡市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

3. 記載年

2013年

4. 評価基準

(iii)、(vi)

5. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡

文化的景観の適用 無

6. 資産に影響を与える要因

世界遺産委員会決議で勧告・要請された富士山の課題解決・改善のための方法・戦略として、平成26年12月に策定した各種戦略の骨子を以下に示す。(詳細は別添「富士山ヴィジョン・各種戦略」を参照)

(1) 来訪者管理戦略

ユネスコの世界遺産管理マニュアル等を参考としつつ、「望ましい富士登山の在り方」の実現に向け、「上方の登山道の収容力」を研究・設定した上で、課題等を解決すべく来訪者の平準化及び安全登山をはじめとする普及啓発の推進等の施策を実施する。

また、来訪者管理の着実な前進・改善を達成するため、収容力及び施策の定期的な評価・見直しを行う。

(2) 上方の登山道等の総合的な保全手法の策定

上方の登山道、山小屋及びトラクター道の三者の関係性に着目しつつ、来訪者管理戦略で定めた施策を確実に実施し、来訪者による登山道への影響の抑制を図るとともに、三者の保全に当たっては、自然環境や神聖さ等に配慮した材料・工法を選択する。

(3) 情報提供戦略

下方斜面における巡礼路の特定に関する調査・研究成果を反映した顕著な普遍的価値の伝達を行うため、情報発しの拠点を整備するとともに、ガイド等の育成や効果的な情報提供の方法を定める。また、富士山の保全又は登山に必要な情報提供を併せて実施する。

(4) 危機管理戦略

噴火・風水害等の災害から来訪者・住民の生命及び財産を保護するとともに、世界文化遺産の構成資産を保全するため、国又は各自治体で策定された各種防災計画等に基づく対策を推進する。

(5) 開発の制御

緩衝地帯内における開発圧力への対策として、行政手続の効果的・重層的な実施による開発圧力の早期把握に努めるとともに、景観計画及び景観条例が策定されていない地域については、早期に策定し、良好な景観形成のための基準を設定する。

個別事項への対策は以下のとおり。

ア 富士五湖

山梨県及び関係者等は、「明日の富士五湖創造会議」等において、湖の使用方法及び湖岸の修景方法を検討している。また、山梨県は条例を改正し、湖に動力船を乗入れようとする者に対し、毎年度、山梨県知事への「航行届」の提出を義務付け、乗入れの実態を的確に把握できるようにした。

イ 忍野八海

忍野村は、天然記念物忍野八海整備活用計画に基づき、湧水周辺の建築物その他の工作物の修景等を実施している。

ウ 白糸ノ滝

名勝及び天然記念物白糸ノ滝整備基本計画に基づき、滝壺周辺の売店を撤去・移転し、老朽化した橋梁を撤去するとともに、滝壺から離隔を取った位置に風致景観に馴染んだ意匠の新橋梁を設置した。今後、滝及び富士山の展望場を設置するほか、電柱・電線の撤去等をはじめ構成資産周辺の環境改善を行う。

エ 富士宮五合目施設

自然公園法及び文化財保護法などの法令等の定める外観（色彩等）にかかる基準に適合した修景を行うため、静岡県、富士宮市及び所有者等による協議・検討を引き続き実施している。

オ 吉田口五合目諸施設

山梨県が中心となって関係者による協議の場（四合目・五合目部会）を設置し、建築物その他の工作物の意匠及び機能等の観点から、法令等の基準に適合した修景に関する自主ルールの策定に向けて協議を実施している。

カ 標識・案内板

山梨県は、屋外広告物の設置許可基準を強化する地域を「景観保全型広告規制地区」として指定し、2015年（平成27年）4月に施行するほか、屋外広告物ガイドラインを策定した。基準に適合しなくなった屋外広告物の改修、ガイドラインに沿った屋外広告物の修景などの景観改善を行う事業者に対しては助成を行う。

また、静岡県は、富士山周辺地域公共サイン整備計画を推進するとともに、屋外広告物条例施行規則を改正し、案内板等の設置規制を強化した。

キ 電柱

山梨県は、富士北麓地域における電線類の地中化を進めている。

静岡県は、富士山周辺地域における良好な景観形成のため、富士山周辺市町における無電柱化を進めるとともに、関係者間による無電柱化推進に向けて検討・調整を図る場として「富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会」を設置し、県道三保駒越線及び白糸ノ滝周辺地区の無電柱化に向けて方針を取りまとめた。

ク 登山道へ向かう自家用車

五合目の登山口へ通じる富士スバルライン（吉田口）、富士山スカイライン（富士宮口）、ふじあざみライン（須走口）において、自家用車の乗り入れを規制するマイカー規制期間を延長した。

ケ 山麓に沿っての開発制御

2016年（平成28年）を目途として、構成資産及び緩衝地帯の全域にわたり、関係市町村は景観法に基づく景観計画及び景観条例を策定し、建築物の意匠・外壁の色彩等を規制することとしている。

また、昨今広がりつつある大規模太陽光発電設備（メガソーラー）の設置の動きに対して、山梨県は条例を改正し、富士北麓地域の自然公園法普通地域内における一定規模を超える太陽光発電設備の設置について山梨県知事との協定の締結や届出が必要となるよう制度を構築した。

静岡県においては、緩衝地帯のうち大部分が国有林野又は市街化調整区

域となっており、大規模開発を規制している。市町の景観計画により、一定規模以上の太陽光発電設備を設置する場合の届出制を推進している。富士宮市及び富士市では緩衝地帯内に抑止地域を設け、行政指導により設備の設置自粛を要請するなど独自の対策を講じている。

コ 三保松原

静岡市は、三保松原の本質的価値の保存・活用及び次世代への継承を目的として、三保松原保全活用計画を策定した。

「松原の保全」、「砂嘴の保全」及び「風致景観の保全」の3点を指針として定め、静岡県及び関係機関と連携の下に保全施策を実行していくこととしている。

○海岸景観の改善

静岡県は、「三保松原白砂青松保全技術会議」を設置・開催し、景観上問題のある消波堤をL型突堤に置き換えるのが適当であるとの結論に達したところである。当該会議は引き続きL型突堤の規模・形状・色彩等の詳細構造や養浜方法、施工方法等の検討を進め、その結果に基づき具体的な実施に向けた整備計画を策定することとしている。

○松林の保全

静岡県は、「三保松原の松林保全技術会議」等において、マツ材線虫病の蔓延防止やマツの生育に適した環境づくり等、総合的な松林保全対策を検討している。静岡市は、上記の成果に基づき、松林の健全な育成に向けた具体的な対策を段階的に実施していくこととしている。

○周辺の道路の無電柱化

「富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会」において、静岡県、静岡市及び電線管理者等で検討を進め、県道三保駒越線における無電柱化の取組方針を取りまとめたところである。その方針に基づき、短期的対策として道路上空の横断架空線を撤去するとともに、中長期的には街路事業に併せた無電柱化を実施する。

サ 北口本宮富士浅間神社周辺地域

北口本宮富士浅間神社境内の北側を通過する国道138号の拡幅が計画されている。この拡幅を契機として、国、山梨県、富士吉田市、地元関係者及び学識経験者による協議の場を設置し、沿道景観及び歩行空間の整備などを含めた周辺地域のまちづくりの在り方について協議を実施している。

(6) 経過観察指標の強化

富士山包括的保存管理計画に定めた指標に基づく経過観察を確実に実施するとともに、各種の戦略・方法の実施状況を継続的に把握し、評価・見直し

を行っていくため、観察指標を拡充・強化する。

7. 保存管理体制の状況

別紙体制図のとおり

8. 保護措置

平成 25 年 4 月 1 日 富士河口湖町景観計画施行
 平成 25 年 4 月 1 日 裾野市景観計画施行
 平成 25 年 9 月 1 日 身延町景観計画施行
 平成 26 年 4 月 1 日 西桂町景観計画施行
 平成 26 年 4 月 1 日 御殿場市景観計画施行

9. 予算措置

富士山世界文化遺産協議会予算 (単位：円)

年度	予算額
平成 26 年度	22,528
平成 27 年度	25,649

※富士山世界文化遺産協議会（平成 23 年度設置）は、平成 23 年度から平成 25 年度の予算計上なし。

10. 来訪者の状況

○富士山への来訪者数の推移（7・8月における各登山口八合目登山者数）

(単位：人)

年	現在の富士宮口 登山道	現在の御殿場口 登山道	須走口登山道	吉田口登山道	合計
平成 22 年	78,614	9,845	48,196	184,320	320,975
平成 23 年	72,441	15,758	40,179	165,038	293,416
平成 24 年	189,771	35,577	15,462	77,755	318,565
平成 25 年	179,720	36,508	17,709	76,784	310,721
平成 26 年	141,996	29,109	15,503	57,054	243,662

※環境省八合目に設置された赤外線八合目カウンターによる。ただし、平成 22 年には御殿場口登山道において 14 日間の欠落期間がある。

○富士山への来訪者数の推移（7・8月における各登山口五合目登山者数）

(単位：人)

年	現在の富士宮口 登山道	現在の御殿場口 登山道	須走口登山道	吉田口登山道 (富士スバルライン)	合計
平成 22 年	212,868	25,968	147,105	901,212	1,287,153
平成 23 年	177,401	25,134	97,192	638,018	937,745

平成 24 年	183,789	30,467	75,174	1,023,575	1,313,005
平成 25 年	167,839	46,558	74,574	981,802	1,270,773
平成 26 年	110,133	26,948	65,189	(集計中)	(集計中)

※山梨県観光企画・ブランド推進課、富士宮市観光協会、御殿場市商工観光課、小山町商工観光課の統計による。なお、吉田口登山道の平成 22 年以降の数値の算出方法は、調査手法の改定に伴い、平成 21 年以前の数値の算出方法とは異なる。

○主な構成資産の来訪者数の推移（年間）

（単位：人）

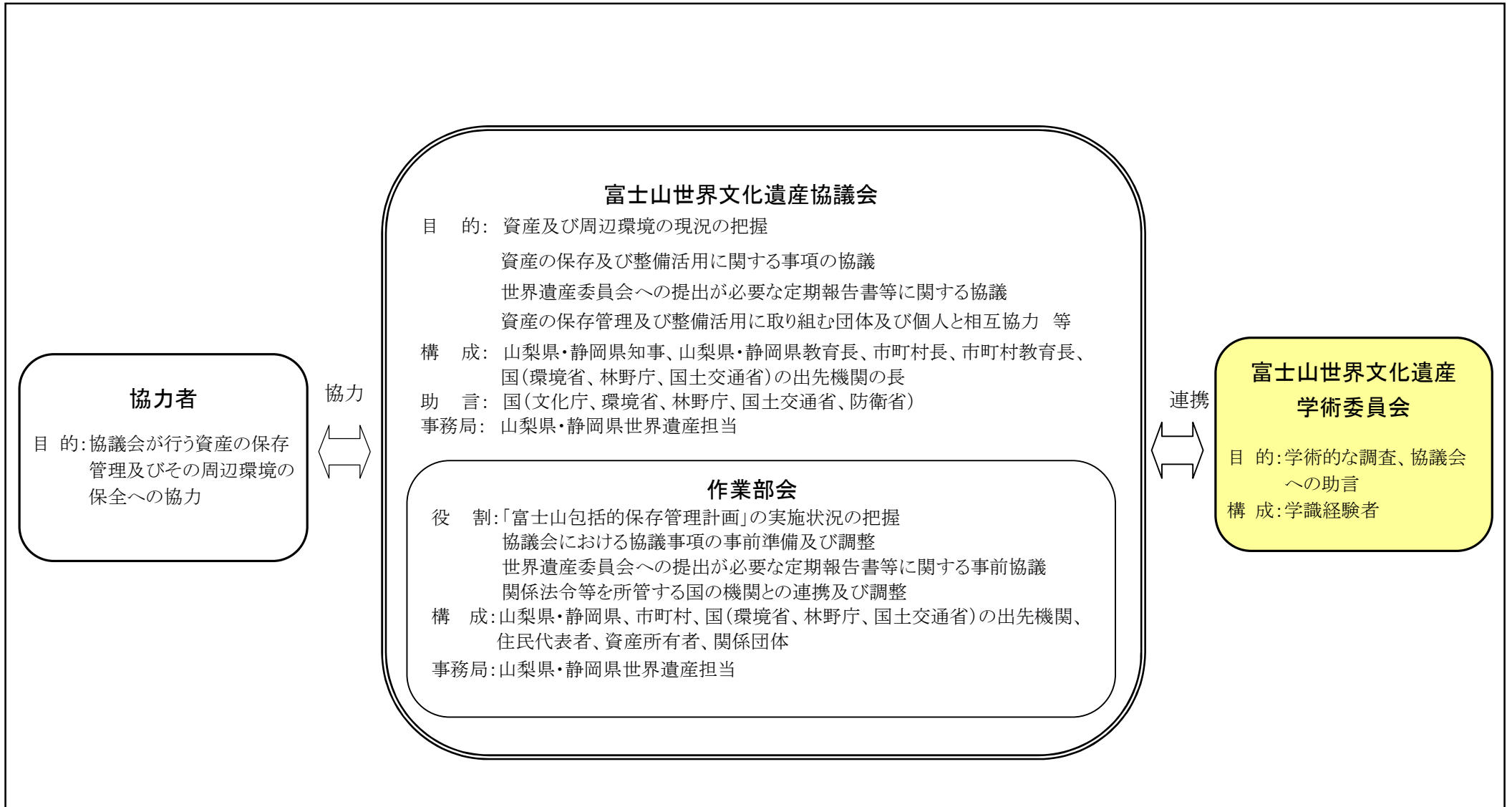
年	西湖・精進湖・ 本栖湖 周辺	富士山本宮 浅間大社 周辺	山中湖・ 忍野八海 周辺	富士吉田・ 河口湖・ 三つ峠周辺	白糸ノ滝	三保松原
平成 21 年	3,453,929	1,381,385	3,663,506	6,334,873	484,248	713,104
平成 22 年	1,780,097	1,341,505	834,482	4,693,954	443,841	578,536
平成 23 年	1,759,018	1,419,590	722,293	4,310,978	379,068	633,757
平成 24 年	1,845,813	1,513,223	799,648	5,159,333	353,888	625,026
平成 25 年	2,247,081	1,619,000	906,026	5,760,806	437,635	1,564,788

※山梨県観光企画・ブランド推進課、富士宮市観光協会、静岡市観光シティ・プロモーション課の統計結果による。なお、「西湖・精進湖・本栖湖周辺」、「山中湖・忍野八海周辺」及び「富士吉田・河口湖・三つ峠周辺」の平成 22 年以降の数値の算出方法は、調査手法の改定に伴い、平成 21 年以前の算出方法とは異なり、平成 22 年は平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの数値となっている。また、「富士山本宮浅間大社周辺」、「白糸ノ滝」及び「三保松原」については、いずれの年も当該年 4 月～翌年 3 月までの数値である。

11. その他

平成 27 年 3 月 24 日 第 6 回富士山世界文化遺産協議会

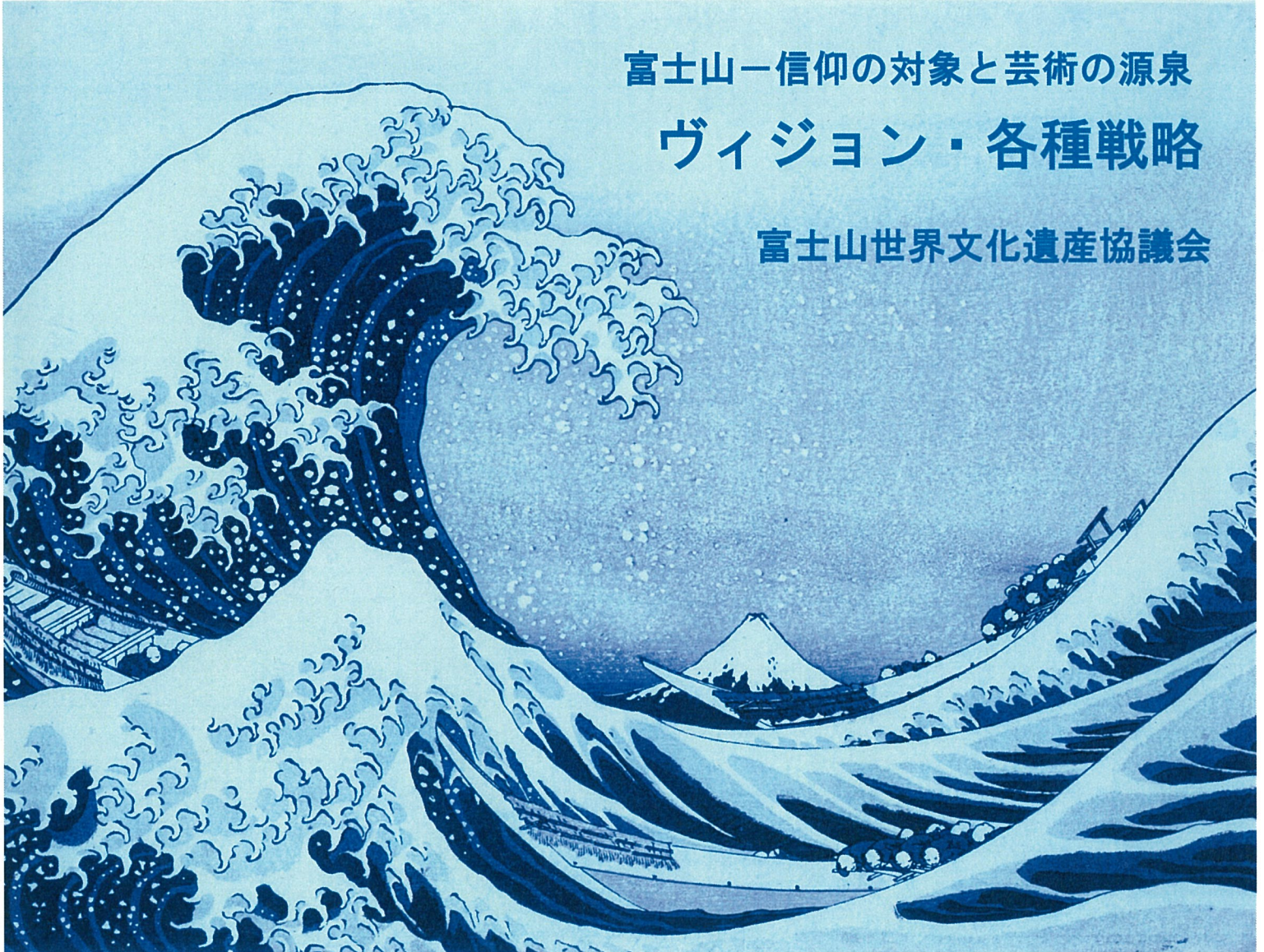
「富士山」に係る保存管理の組織体制図



富士山ー信仰の対象と芸術の源泉

ヴィジョン・各種戦略

富士山世界文化遺産協議会



平成 26 年 12 月 24 日

第 5 回富士山世界文化遺産協議会

目次

I.	世界文化遺産富士山ビジョン	1
II.	下方斜面における巡礼路の特定	9
III.	来訪者管理戦略	23
IV.	上方の登山道等の総合的な保全手法	35
V.	情報提供戦略(Interpretation Strategy)	41
VI.	危機管理戦略	51
VII.	開発の制御	63
VIII.	経過観察指標(monitoring indicators)の拡充・強化	87